

5 委員会は、市民から要請があったときは、審査の経過等を説明する場を設けるよう努めるものとする。

(政務調査費)

第13条 会派は、政務調査費の執行に当たっては、大村市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年大村市条例第10号）の規定を遵守するとともに、その透明性を確保しなければならない。

2 会派は、政務調査費の収支報告書について、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。

3 政務調査費を使用して行った視察については、前条第3項の規定を準用する。

(議会議務局の体制整備)

第14条 議長は、議員の政策形成及び政策立案を補助する組織として、議事事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、大村市議会議員政治倫理条例（平成17年大村市条例第17号）を遵守するとともに、これを規範として政治倫理の向上に努めなければならない。

(議員定数)

第16条 議会は、議員定数を定めるに当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の理解を得られるよう努めるものとする。

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会における最

高規範であつて、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第18条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

請 願

3件の請願があり、各常任委員会で審査を行いました

○入国管理センター跡地の整備に関する請願の件（採択）

○森林・林業・木材産業活性化対策の確立と復興を求める請願の件（採択）

○野岳地区に計画されている温泉施設の建設に関する請願の件（採択）

陳 情

4件の陳情有あり、各常任委員に報告がありました

○教育環境の整備に関する陳情

○介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情

○市道及び住宅隣接地の開発に起因する災害防止に関する陳情

○ペット移動火葬車の撲滅を求める陳情

意見書

○森林・林業・木材産業活性化施策の積極的な展開を求める意見書

今後の林政の展開に当たって、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分に寄与できるような施策の展開を求める意見書を国に対して提出しました。

人事案件

・教育委員の任命

・**砺山 佳奈 氏**

・人権擁護委員候補者の推薦
 まつだ きょういち
松田 喬一 氏

3月定例会の会期日程
 2月27日(金)から3月23日(月)までの予定です。決定後、市役所玄関前及び議会ホームページでお知らせします。

編集後記

この議会、緊急経済対策は重要な案件でした。財政厳しい中でできる限り対策を打たないと年が越せない中小企業が出るのを防ぐ必要があった。もう一つは、議会基本条例を制定したことです。これまで議会は個々に条例・規約・規則などで運営してきた。新しく基本条例で議員の活動のあり方から行政・市民との関係、議員のあるべき姿を定めたものとなっている。ご覧になるとなぜこのような条例を今さらと思われるかもしれない。議員は市民の代弁者である市民協働のまちづくりのため活動し、発言している。が時として市民から見ればおかしいと感じることも議会で決定されたことがあったかもしれない。

皆さんが選ばれた議員がどのように活動・判断をしているのか？この条例を基に議会活動・議員活動を判断していただく基になればと思います。

(松崎鈴子)

議会報編集委員会

久野正義・永石賢二・神近 寛
 馬場重雄・田中秀和・園田裕史
 中瀬昭隆・村崎浩史・松崎鈴子